

参考資料 1 G A Pに関連する施策

取組名	内 容
農産物の安全・安心対策	
生産履歴記帳運動	主に残留農薬を危害要因として捉え、生産工程の履歴を記帳し、その情報を取引先や消費者に提供する仕組み。
トレーサビリティシステム	食品の流通経路情報（食品の流通した経路及び所在などを記録した情報）を活用して食品の追跡と遡及を可能とする仕組み。
残留農薬分析	食品衛生法で規定された残留農薬基準値を超えていないことを確認するための取り組み。
おかやま有機無農薬農産物	有機 J A S 規格を基本に、農薬・化学肥料を一切使わない栽培で、本県独自に認定した農産物。
特別栽培農産物	生産された地域の慣行レベル（各地域の慣行的に行われている節減対象農薬及び化学肥料の使用状況のこと）に比べて、節減対象農薬の使用回数が5割以下、かつ化学肥料の窒素分量が5割以下で栽培された農産物。
環境保全対策	
環境にやさしい農業の推進	農業の持つ物質循環機能を生かし、生産性との調和などに留意しつつ、土づくりなどを通じて化学肥料、農薬の使用などによる環境負荷の軽減に配慮した農業を推進する取り組み。
農薬の安全使用の推進	安全で商品性の高い農産物を生産するため、農薬使用基準や使用上の注意事項などを遵守した農薬使用を推進。
エコファーマー制度	持続性の高い農業生産方式の導入促進に関する法律第4条第1項の認定を受ける農家（エコファーマー）を確保・育成する取り組み。
農業者の安全対策	
農作業安全の推進	農作業を安全に行うため、安全操作の知識と技能の習得、機械の点検、安全保護具の使用を推進。